証券コード　2117
平成27年６月10日

株主の皆様へ

東京都中央区日本橋小網町14番１号
日新製糖株式会社
代表取締役社長　樋　口　洋　一

第４回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第４回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後５時30分までに到着するよう、折り返しご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時（受付開始予定 午前９時）
２．場　　所　東京都港区芝公園三丁目５番８号
機械振興会館　地下２階ホール

３．目的事項
報告事項
１．第４期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第４期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　監査役４名選任の件
第５号議案　退任取締役および取締役竹場紀生氏に対し退職慰労金贈呈の件
第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

**　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。**
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.nissin-sugar.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済につきましては、円安基調が持続し、大企業を中心として企業収益や株価は回復基調で推移しましたが、消費税増税の影響に夏場の天候不順、円安による輸入物価の上昇が加わり、個人消費の回復には鈍さが見られました。

海外原糖市況につきましては、ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限）において１ポンド当たり17.77セントで始まり、５月中旬に今期高値となる18.28セントをつけた後、現物需要の弱さによる世界的供給過剰感が相場を圧迫し、９月中旬には13.32セントまで下落しました。10月には投機筋の買い戻しに一時17.20セントまで値を戻しましたが、タイ・インドでの砂糖生産量の上方修正や原油価格の下落、またブラジル通貨レアル安の進行等を背景に再度下落に転じ、３月には今期安値11.91セントまで下落し、11.93セントで当期を終了しました。

一方、国内精糖市況（日本経済新聞掲載、東京）につきましては、粗糖相場の下落と円安が相殺し、国内精糖メーカーの原料調達コストが安定して推移したことから、前期末から変わらず上白糖１kg当たり185～186円で当期を終了しました。

このような状況の下、砂糖その他食品事業につきましては、第１四半期には家庭用砂糖を中心に消費税増税に対する先取り需要の反動を受け、第２四半期には飲料向け液糖などが最盛期における天候不順から振るいませんでした。さらに第４四半期は、前年の消費税増税に対する先取り需要の影響から前年を下回る販売実績となり、累計では前年を下回る販売実績となりました。一方、固定費を中心とする原価低減が進み、減益幅の抑制に寄与しました。

その結果、売上高は46,292百万円（前年同期比4.4％減）、セグメント利益は2,443百万円（同3.7％減）となりました。

その他の事業につきましては、ドゥ・スポーツプラザを運営する健康産業事業は、女性専用や24時間営業などの特化店や小型店の台頭により競争が激化する中、事業の分社化および人事制度の抜本改革、成長に向けた新たな投資を実施し、増収増益を確保しました。また、冷蔵倉庫事業は、コンビニ向けの氷の取扱い等が堅調に推移し、増収増益となりました。一方、港湾運送事業は、輸入合板の荷動きが悪く減収となりましたが、コスト削減により小幅な減益に留まりました。

その結果、売上高は3,449百万円（前年同期比0.1％減）、セグメント利益は400百万円（同16.4％増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は49,741百万円（前年同期比4.1％減）、営業利益は2,844百万円（同1.3％減）となりましたが、営業外損益におきまして、受取配当金が56百万円、持分法投資利益が139百万円それぞれ増加し、経常利益は3,290百万円（同3.9％増）となりました。特別損失として、健康産業事業の会社分割に伴う特別退職金398百万円、スティックシュガー等二次製品の生産体制合理化・再構築に伴う八尾センター（大阪府八尾市）敷地の減損損失393百万円を計上し、当期純利益は1,636百万円（同15.3％減）となりました。

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、833百万円となりました。その主なものは、大阪・今福工場の経常的設備更新であります。

なお、当連結会計年度の設備投資は、自己資金により実施いたしました。

③ 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

当社は、平成27年１月29日を効力発生日として当社の余暇開発本部に属する健康産業事業を、会社分割によって、新設会社の子会社株式会社ドゥ・スポーツプラザに承継いたしました。また、平成27年３月１日を効力発生日として、株式会社ドウ・スポーツプラザを存続会社、当社の子会社である日新余暇開発株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

⑵ 財産および損益の状況

区　　分	第１期 平成24年３月期	第２期 平成25年３月期	第３期 平成26年３月期	第４期 (当連結会計年度) 平成27年３月期
売　上　高（百万円）	51,528	53,050	51,878	49,741
経 常 利 益（百万円）	2,761	2,937	3,166	3,290
当期純利益（百万円）	10,633	1,692	1,931	1,636
１株当たり当期純利益(円)	1,753.54	229.84	262.45	222.36
総　資　産（百万円）	53,334	54,884	56,880	58,541
純　資　産（百万円）	43,435	44,637	46,487	48,584

(注)第１期に負ののれん発生益8,904百万円を計上しております。

⑶ 重要な親会社および子会社等の状況（平成27年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
日新カップ株式会社	340百万円	100%	砂　糖　等　の　販　売
新豊食品株式会社	90	100	砂糖等の加工および包装
株式会社ドゥ・スポーツプラザ	90	100	スポーツクラブの経営
ニューポート産業株式会社	900	100	冷蔵倉庫・港湾運送業

（注）１．日新カップ株式会社は、本年４月１日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

２．株式会社ドゥ・スポーツプラザは、本年３月１日付で同社を存続会社、当社の子会社である日新余暇開発株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

③ 重要な関連会社の状況

会　社　名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
新東日本製糖株式会社	6,174百万円	50%	精　製　糖　等　の　製　造
新光糖業株式会社	300	50	国産分蜜糖の製造、販売

④ その他の重要な企業結合の状況

住友商事株式会社は、当社の議決権を37.8%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

⑷ 対処すべき課題

当社グループの主力事業であります精糖事業におきましては、精糖業界をめぐる国境措置低減の動き、国内砂糖需要の漸減といった経営環境の変化が予測されており、一方海外ではアジアを中心に砂糖需要は伸び続け、今後海外市場での展開が求められる環境になりつつあります。

こうした状況下、当社グループは、以下の課題に取り組むことにより、一層の企業価値向上に努めてまいります。

砂糖その他食品事業におきましては、第一に、販売力の強化および東西二つの生産拠点の運営効率化等の経営効率改善を実施することにより、国内精糖事業を強化してまいります。第二に、積極果敢に新たな事業・商材に挑戦し、「総合甘味サプライヤー」として拡大・成長を図ってまいります。第三に、コスト、販売および品質競争に勝ち抜き、砂糖の需要が伸びているアジア等の新興国を中心としたグローバル市場における発展に繋げてまいります。

その他の事業におきましては、お客様のニーズへの対応と徹底した合理的な経営による採算の向上により、市場等環境の変化時においても安定的に利益を上げるための事業基盤の強化を図ってまいります。

いずれの事業におきましても、できることから一つ一つ実施し、着実に成果を上げることにより、「拡大・成長」に繋げてまいります。

⑸ 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社７社および関連会社６社（平成27年４月１日より子会社６社および関連会社６社）により構成されており、砂糖の製造販売を中心とする砂糖その他食品事業を主な事業とし、その他に、健康産業事業、冷蔵倉庫事業、港湾運送事業等を行っております。

⑹ 主要な事業所および工場（平成27年３月31日現在）

（砂糖その他食品事業）

日新製糖株式会社（当社）	
本　社	東京都中央区
千葉工場	千葉市美浜区
今福工場	大阪市城東区
日新カップ株式会社（子会社）	
本　社	東京都中央区
千葉物流センター	千葉市美浜区
八尾センター	大阪府八尾市
仙台営業所	仙台市青葉区
名古屋営業所	名古屋市中村区
西部営業部	大阪市城東区
広島営業所	広島市東区
福岡営業所	福岡市博多区
新豊食品株式会社（子会社）	
工　場	千葉市美浜区
新東日本製糖株式会社（関連会社）	
工　場	千葉市美浜区
新光糖業株式会社（関連会社）	
工　場	鹿児島県熊毛郡

（その他の事業）

株式会社ドゥ･スポーツプラザ（子会社）	
本　社	東京都中央区
ドゥ・スポーツプラザ豊洲	東京都江東区
ドゥ・スポーツプラザ南砂町	東京都江東区
ドゥ・スポーツプラザ上里	埼玉県児玉郡
ドゥ・スポーツプラザ羽生	埼玉県羽生市
ドゥ・スポーツプラザ高崎	群馬県高崎市
ニューポート産業株式会社（子会社）	
冷蔵倉庫・普通倉庫	千葉市美浜区

（注）１．日新カップ株式会社は、本年４月１日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。なお、各事業所は、日新製糖株式会社が承継いたしました。

２．当社は、本年１月29日に、会社分割により「ドゥ・スポーツプラザ」ブランドでスポーツクラブの運営を行っている健康産業事業を新会社株式会社ドゥ・スポーツプラザに承継し、さらに同年３月１日に「ドゥ・スポーツプラザ高崎」を運営する子会社日新余暇開発株式会社を同社に吸収合併いたしました。

⑺ **使用人の状況**（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
砂糖その他食品事業	261 （79）名	2名増 （5名減）
その他の事業	81 （48）名	2名減 （8名増）
合計	342（127）名	0名 （3名増）

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
151（1）名	34名減（31名減）	43.4歳	19.7年

（注）１．使用人数が前事業年度末と比べて34名減少しておりますが、その主な理由は、平成27年１月29日に健康産業事業を新設会社株式会社ドゥ・スポーツプラザに会社分割したことによるものであります。

２．使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。ただし、株式会社ドゥ・スポーツプラザの人数は含まれておりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	450百万円
株式会社みずほ銀行	350
三井住友信託銀行株式会社	120
みずほ信託銀行株式会社	80

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、当社の100％子会社である日新カップ株式会社について、平成27年４月１日をもって、当社を存続会社とし、日新カップ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　30,000,000株

② 発行済株式の総数　　7,557,961株（自己株式197,169株を含む）

③ 株主数　　4,355名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友商事株式会社	2,765,427株	37.6%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	462,900	6.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	384,900	5.2
株式会社三井住友銀行	246,540	3.3
三井住友信託銀行株式会社	200,000	2.7
ブルドックソース株式会社	133,200	1.8
CBNY DFA INTL SMALL CAPVALUE PORTFOLIO	124,100	1.7
むさし証券株式会社	102,100	1.4
平野孝憲	95,787	1.3
MSIP CLIENT SECURITIES	74,700	1.0

（注）１．当社は、自己株式を197,169株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．シンプレクス･アセット･マネジメント株式会社から平成27年3月17日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成27年3月10日現在で同社が903,000株（11.95％）保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成27年３月31日現在における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	竹場紀生	
代表取締役社長	樋口洋一	日新カップ株式会社代表取締役社長
取締役副社長	住井昌三	総合企画部･品質保証部･お客様相談室担当
常務取締役	森永剛司	事業開発室・商品開発部担当 新光糖業株式会社代表取締役社長
常務取締役	青砥由直	人事部･総務部担当
常務取締役	砂岡睦夫	原糖部･今福工場担当
常務取締役	川口多津雄	財務部担当 株式会社ドゥ･スポーツプラザ代表取締役社長
常務取締役	田畑衆治	砂糖統括部担当
取締役	西垣淳	砂糖統括部長
取締役	小島達久	今福工場長
取締役	砂坂静則	今福工場製造部長
取締役	大久保亮	総合企画部長
取締役	髙野義二	日新カップ株式会社取締役西部営業部長
常勤監査役	藤井邦弘	
監査役	前田浩之	
監査役	金田英成	公認会計士金田英成事務所代表
監査役	延増拓郎	石嵜・山中総合法律事務所弁護士

（注）１．監査役 金田英成氏および監査役 延増拓郎氏は、社外監査役であります。
２．常勤監査役 藤井邦弘氏は、14年間当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．監査役 金田英成氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、監査役 延増拓郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5．当社は、平成27年４月１日に、当社を存続会社、当社の子会社である日新カップ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。また、本合併に伴い執行役員制度を導入いたしました。同日現在の当社の取締役および監査役の状況は以下のとおり変更しております。

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	竹場紀生	
代表取締役社長 執行役員社長	樋口洋一	
取締役 執行役員副社長	住井昌三	品質保証部・お客様相談室担当
取締役 常務執行役員	森永剛司	事業開発部担当 新光糖業株式会社代表取締役社長
取締役 常務執行役員	砂岡睦夫	原糖部・今福工場担当
取締役 常務執行役員	川口多津雄	株式会社ドゥ・スポーツプラザ代表取締役社長
取締役 常務執行役員	西垣淳	営業本部長
取締役 執行役員	大久保亮	総合企画部長、財務部・人事部・総務部担当
取締役 執行役員	砂坂静則	今福工場長兼製造部長
取締役 執行役員	髙野義二	営業本部西部営業部長
常務取締役	青砥由直	
常務取締役	田畑衆治	
取締役	小島達久	
常勤監査役	藤井邦弘	
監査役	前田浩之	
監査役	金田英成	公認会計士金田英成事務所代表
監査役	延増拓郎	石嵜・山中総合法律事務所弁護士

② 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数
		基本報酬	役員退職慰労引当金繰入額	
取締役	272	232	40	12名
監査役 （うち社外監査役）	33 (10)	30 (9)	3 (1)	4名 (2名)
合計 （うち社外監査役）	305 (10)	262 (9)	43 (1)	16名 (2名)

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成24年６月27日開催の第１回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

2．監査役の報酬限度額は、平成24年６月27日開催の第１回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。

3．当事業年度末日現在の取締役は13名であります。上記の取締役の支給員数と相違しておりますのは、当事業年度末現在の取締役に無報酬の取締役が１名存在しているためであります。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・監査役 金田英成氏は、公認会計士金田英成事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役 延増拓郎氏は、石嵜・山中総合法律事務所弁護士であります。当社は、石嵜・山中総合法律事務所に所属する弁護士と顧問契約を締結しております。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　動　状　況
監査役　金田英成	当事業年度に開催された取締役会８回のうち７回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　延増拓郎	当事業年度に開催された取締役会８回のうち８回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年６月25日開催予定の第４回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。

2．当社の子会社であるニューポート産業株式会社は、新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑸ 会社の体制および方針（業務の適正を確保するための体制）

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（平成27年５月１日改定）

当社は、会社法第362条第4項第6号、第5項および会社法施行規則第100条第1項、第3項に基づき、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に則り、内部統制システムを構築する。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、「日新製糖グループ行動規範・行動指針」および「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立を図る。また、内部監査により、コンプライアンスの状況の監査を行う。
法令違反その他コンプライアンスに反する行為に対する内部通報体制を確立するため、「内部通報取扱規程」を定め、同規程に基づきその運営を行う。
取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用し執行機能と監督機能の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を確立する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を確立する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止策を講じる体制を確立する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、法律で定められた事項および経営に関する重要事項について審議する取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜に開催する。取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行する。社長の意思決定を支援する機関として経営会議を設置し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行う。経営会議は、原則として週１回開催する。

取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、同職務執行が円滑かつ効率的に行われるようにする。

職務の合理化およびＩＴの活用を通じて職務の効率化を推進する。

(5) 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させる体制を確立する。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」を定め、各社のリスクに関する情報の報告をさせるとともに、当社リスク管理委員会等において子会社のリスクに関する事項も含め網羅的・統括的に管理する体制を確立する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理の基本方針および運用方針を定める。

同方針に沿って、子会社の事業内容、規模等に応じた適正なガバナンス体制および内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による

監査等を通じて、取締役等の職務執行が効率的に行われているかチェックし、必要に応じて改善等を指示する体制を確立する。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「日新製糖グループ行動規範・行動指針」に基づき、子会社の取締役等および使用人が社会的な要請に応え、適法かつ公正な職務執行を行う体制を構築させる。

子会社に事業内容、規模等に応じたコンプライアンス体制を構築させるとともに、当社の内部通報体制あるいは内部監査体制等のコンプライアンス体制に、子会社を組み込むことにより統括的に管理する体制を確立する。

⑤その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正性を確保するため、当社役員または使用人を子会社役員として派遣または兼任させるとともに、当社内部監査室による定期的な監査を実施する。

(6) 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、同規程に基づき、内部監査を実施することにより当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する体制を確立する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役による監査が円滑に行われるよう監査役室を設け、専従スタッフを１名以上置くこととし、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行う。

(8) 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

定期的に業務執行状況を報告するとともに、法定の取締役報告義務（会社法第357条「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」）に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況、内部通報状況等についてすみやかに報告する体制を確立する。
「内部通報取扱規程」に、当社グループの取締役等および使用人が当社相談窓口に通報を行うことができる旨ならびに当社相談窓口が通報を受けた場合には監査役に報告する旨を定める。

(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨定める。

(10) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、必要に応じて取締役等または使用人に対して説明を求め、関係資料を閲覧することができる体制を確立する。あわせて、代表取締役や会計監査人等との定期的な会合を通して緊密な連携を図る体制を確立する。

(12)財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための体制の基礎となる、「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部統制の有効性と妥当性を評価するために内部監査を定期的に実施する。

(13)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決する旨を「日新製糖グループ行動規範・行動指針」に定め、対応責任部署を明確にし、対応マニュアルの作成、情報の一元管理を行い、不当要求行為等があった場合、即時に組織としての対応を行えるようにするとともに、平素から警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携を深め、情報収集に努める。また、株主、役員等、使用人、取引先等が反社会的勢力と関係があるかどうかについて、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と関係があるとは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力と関係があると判明した時点あるいは反社会的勢力と関係があるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

取締役等および使用人に対し、適宜情報提供を行い、研修等を実施し周知徹底する。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
流動資産	**26,498**	**流動負債**	**6,699**
現金及び預金	2,398	支払手形及び買掛金	2,854
受取手形及び売掛金	3,963	短期借入金	1,100
有価証券	14,100	未払法人税等	394
商品及び製品	3,562	賞与引当金	315
仕掛品	471	その他	2,034
原材料及び貯蔵品	1,432	**固定負債**	**3,257**
その他	571	繰延税金負債	1,089
貸倒引当金	△0	役員退職慰労引当金	413
固定資産	**32,042**	退職給付に係る負債	153
有形固定資産	**12,994**	再評価に係る繰延税金負債	1,137
建物及び構築物	2,585	その他	462
機械装置及び運搬具	1,652	**負債合計**	**9,956**
土地	8,133	（純資産の部）	
その他	622	**株主資本**	**44,963**
無形固定資産	**198**	資本金	7,000
その他	198	資本剰余金	12,020
投資その他の資産	**18,849**	利益剰余金	26,237
投資有価証券	16,558	自己株式	△294
繰延税金資産	679	**その他の包括利益累計額**	**3,621**
退職給付に係る資産	730	その他有価証券評価差額金	1,003
その他	968	繰延ヘッジ損益	9
貸倒引当金	△87	土地再評価差額金	2,131
		退職給付に係る調整累計額	477
		純資産合計	**48,584**
資産合計	**58,541**	**負債純資産合計**	**58,541**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**49,741**
売上原価		**40,263**
売上総利益		**9,478**
販売費及び一般管理費		**6,633**
営業利益		**2,844**
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	106	
持分法による投資利益	343	
その他	19	**485**
営業外費用		
支払利息	12	
支払手数料	18	
その他	7	**39**
経常利益		**3,290**
特別損失		
固定資産除却損	37	
減損損失	393	
特別退職金	398	**829**
税金等調整前当期純利益		**2,461**
法人税、住民税及び事業税	846	
法人税等調整額	△21	**824**
少数株主損益調整前当期純利益		**1,636**
当期純利益		**1,636**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**7,000**	**12,020**	**25,223**	**△294**	**43,950**
会計方針の変更による累積的影響額			**10**		**10**
会計方針の変更を反映した当期首残高	**7,000**	**12,020**	**25,234**	**△294**	**43,960**
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△441		△441
当期純利益			1,636		1,636
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△192		△192
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	**－**	**－**	**1,002**	**△0**	**1,002**
当期末残高	**7,000**	**12,020**	**26,237**	**△294**	**44,963**

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**469**	**5**	**1,823**	**239**	**2,537**	**46,487**
会計方針の変更による累積的影響額						**10**
会計方針の変更を反映した当期首残高	**469**	**5**	**1,823**	**239**	**2,537**	**46,498**
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△441
当期純利益						1,636
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						△192
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	533	3	308	238	1,084	1,084
連結会計年度中の変動額合計	**533**	**3**	**308**	**238**	**1,084**	**2,086**
当期末残高	**1,003**	**9**	**2,131**	**477**	**3,621**	**48,584**

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の数……４社
　　連結子会社の名称……日新カップ㈱、新豊食品㈱、㈱ドゥ・スポーツプラザ、
　　ニューポート産業㈱

⑵　非連結子会社の名称……㈱小板橋、朝日物産㈱、日新サービス㈱
　　（連結の範囲から除いた理由）
　　非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

２．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法を適用した関連会社の数……４社
　　関連会社の名称……新東日本製糖㈱、新中糖産業㈱、新光糖業㈱、日本ポート産業㈱

⑵　持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称
　　……㈱小板橋、朝日物産㈱、日新サービス㈱
　　（持分法を適用しない理由）
　　持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

⑶　持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
　　持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

３．連結の範囲の変更に関する注記

当社は、平成27年１月29日に、当社の余暇開発本部に属する健康産業事業を会社分割（簡易新設分割）によって新設会社である株式会社ドゥ・スポーツプラザに承継したため、株式会社ドゥ・スポーツプラザを連結の範囲に含めています。

株式会社ドゥ・スポーツプラザは、平成27年３月１日に、当社の連結子会社であった日新余暇開発株式会社を吸収合併したため、日新余暇開発株式会社を連結の範囲から除いています。

４．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

５．会計処理基準に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準および評価方法
　イ．有価証券
　　ａ．満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）
　　ｂ．その他有価証券
　　（時価のあるもの）……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
　　（時価のないもの）……主として移動平均法による原価法
　ロ．デリバティブ取引……時価法
　ハ．たな卸資産……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

……当社および連結子会社４社のうち２社は定率法によっています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっています。その他の連結子会社２社は、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	２～60年
機械装置及び運搬具	２～17年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

ハ．リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

⑶　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

ロ．賞与引当金……従業員等に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

ハ．役員退職慰労引当金

……当社および連結子会社３社では、役員の退職慰労金の支給に備えるため、規定に基づく期末要支給額を計上しています。

⑷　退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務を年金資産の額が上回る場合は、当該超過額を投資その他の資産に退職給付に係る資産として計上しています。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

⑸　重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

⑹　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

……主として繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
商品先物取引	粗糖仕入
為替予約取引	外貨建金銭債権債務

ハ．ヘッジ方針……主として当社の業務分掌規程に基づき、粗糖相場の変動および為替相場の変動によるリスクをヘッジしています。なお、粗糖相場の変動リスクに対するヘッジ取引については、同社取締役会規程の内規において、取引権限の限度等を定めています。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

……ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しています。

⑺ のれんおよび負ののれんの償却方法および償却期間

のれんおよび平成22年３月31日以前に発生した負ののれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しています。

⑻ 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

（会計方針の変更に関する注記）

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が16百万円増加し、利益剰余金が10百万円増加しています。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。

（会計上の見積りの変更）

耐用年数の変更

当社は、当連結会計年度において、スティックシュガー等二次製品の生産合理化のため、千葉市における現工場の廃止と同一敷地内における自動化を推進した新工場の建設、ならびに大阪府八尾市における現工場の廃止を決定しました（共に平成28年度完了予定）。当該廃止および建設に伴い、利用不能となる資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しています。

これにより、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ52百万円減少しています。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額

18,770百万円

２．保証債務

429百万円

（うち386百万円は、新東日本製糖㈱の金融機関借入金に対する債務保証総額773百万円のうち、当社保証額です。）

3．土地再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める方法により算出

再評価を行った年月日　　平成11年３月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,596百万円

（連結損益計算書に関する注記）

固定資産の減損損失に関する注記

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場　所	用　途	種　類	金額（百万円）
大阪府八尾市	八尾センター敷地	土　地	393

当社グループは、減損会計の適用にあたり、事業セグメントを基準に資産のグルーピングを行っています。ただし、賃貸資産、スポーツクラブ店舗および遊休資産など、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるものについては、個別のグルーピングを行っています。

当該資産については、現工場の廃止を決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定価額により評価しています。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式	千株	千株	千株	千株
普通株式	7,557	－	－	7,557

２．配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月26日定時株主総会	普通株式	441百万円	60円	平成26年３月31日	平成26年６月27日

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、提案しています。

議案	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	441百万円	60円	平成27年３月31日	平成27年６月26日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入およびコミットメントラインの利用によっています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎の期日管理や残高管理などによりリスクの低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については売買の実績および時価について定期的に取締役会に報告されています。

借入金の使途は主として運転資金です。なお、デリバティブは粗糖相場および外国為替相場の変動によるリスクを軽減することを目的として利用しています。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (*)	時　価 (*)	差　　額
	百万円	百万円	百万円
⑴現金及び預金	2,398	2,398	－
⑵受取手形及び売掛金	3,963	3,963	－
⑶有価証券及び投資有価証券	16,432	16,439	6
⑷支払手形及び買掛金	(2,854)	(2,854)	－
⑸短期借入金	(1,100)	(1,100)	－
⑹未払法人税等	(394)	(394)	－
⑺デリバティブ取引	13	13	－

(*)負債に計上されているものについては、( )で示しています。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

⑴現金及び預金、ならびに⑵受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑶有価証券及び投資有価証券

これらについては、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所等から公表されている価格、または類似の金融資産の市場価格に利子率等の変動要因を調整する方法により算定された価格によっています。

⑷支払手形及び買掛金、ならびに⑸短期借入金、⑹未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑺デリバティブ取引

為替予約については、先物為替相場によっています。なお、流動資産「その他」に含めて表示しています。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額14,225百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

（賃貸等不動産に関する注記）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	6,600円50銭
２．１株当たり当期純利益	222円36銭

（重要な後発事象に関する注記）

共通支配下の取引等

（当社と当社子会社日新カップ株式会社との合併について）

当社と、当社の100％子会社である日新カップ株式会社は、平成26年７月31日に合併契約を締結したことにより、平成27年４月１日をもって、当社を存続会社、日新カップ株式会社を消滅会社として吸収合併しました。

（１）本合併の目的

当社は、平成23年10月３日の（旧）日新製糖株式会社と新光製糖株式会社の統合以来、事業の拡大・成長に向けて事業基盤の強化に取り組んでまいりました。その取り組みの一環として、当社の100%子会社で当社製品を中心とする甘味料およびその他関連食品を販売しています日新カップ株式会社と合併することとしました。

本合併により、当社は、生販一体となった効率的な経営を行い、経営資源を集約し有効活用することで、事業基盤をさらに強化し、事業の拡大・成長を目指してまいります。

（２）本合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、日新カップ株式会社は解散しました。

（３）本合併に係る割当て等の内容

日新カップ株式会社は当社の100％子会社であるため、本合併による対価の交付はありません。

（４）本合併の会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

（５）本合併の相手会社の概要

（１） 商号	日新カップ株式会社
（２） 本店の所在地	東京都中央区日本橋小網町14番１号
（３） 代表者の氏名	代表取締役社長　樋口　洋一
（４） 事業の内容	当社製品の販売
（５） 資本金の額	340百万円
（６） 設立年月日	昭和44年６月10日
（７） 発行済株式総数	680,000株
（８） 決算期	毎年３月31日
（９） 大株主および持株比率	日新製糖株式会社　100.00%

（その他の注記）

1．共通支配下の取引等

（1）取引の概要

① 対象となった事業の名称および事業の内容

事業の名称　健康産業事業

事業の内容　主としてスポーツクラブの経営

② 企業結合日

平成27年1月29日

③ 企業結合の法的形式

日新製糖株式会社を分割会社とし、株式会社ドゥ・スポーツプラザを承継会社とする新設分割（簡易新設分割）

④ 結合後企業の名称

株式会社ドゥ・スポーツプラザ

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、豊かで快適な生活実現のため、「食」と「健康」で貢献することを使命とし、フィットネスクラブのパイオニアとして、1972年から健康産業事業「ドゥ・スポーツプラザ」ブランドでの総合スポーツクラブ経営を開始し、お子様からシニア世代まで幅広いお客様の健康の向上に努めてまいりました。

その間、フィットネスに対する関心と市場規模は飛躍的に増大しましたが、近年成長が鈍化し、競争が激化するなか、業界内では小規模にとどまっている当事業の経営は一層厳しさを増しています。また、高齢者人口の増大、女性専用施設や24時間営業など、顧客ニーズは急速に変化・多様化しています。こうした状況の下、将来に向けての安定した事業継続と拡大のためには、コスト競争力の大幅な強化、ならびに質の高い魅力的なサービスの開発力の強化が極めて重要な課題です。

以上から当社は、当該事業に関し、会社分割により新会社を設立するとともに、連結子会社の日新余暇開発株式会社を合併し、経営資源を集約すると同時に、人事制度の抜本改革を実施します。これらにより、確固たる経営基盤を確立し、引き続きお客様、株主の皆様や従業員を始めとするステークホルダーに対する責任を果たしてまいります。

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しています。

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3％となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は80百万円減少し、法人税等調整額が8百万円、その他有価証券評価差額金が48百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、退職給付に係る調整累計額が23百万円、それぞれ増加しています。

また、再評価に係る繰延税金負債は116百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しています。

3．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

（平成27年3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	**（負債の部）**	百万円
流動資産	**22,292**	**流動負債**	**5,220**
現金及び預金	1,647	買掛金	1,947
売掛金	1,745	短期借入金	1,769
有価証券	14,100	リース債務	47
商品及び製品	2,631	未払金	201
仕掛品	471	未払費用	235
原材料及び貯蔵品	1,412	未払法人税等	330
前払費用	71	賞与引当金	164
繰延税金資産	149	その他	524
その他	63	**固定負債**	**2,403**
		リース債務	110
固定資産	**31,443**	繰延税金負債	610
有形固定資産	**11,018**	退職給付引当金	23
建物	1,573	役員退職慰労引当金	353
構築物	134	再評価に係る繰延税金負債	1,137
機械及び装置	1,295	その他	167
車両運搬具	0	**負債合計**	**7,623**
工具器具備品	45	**（純資産の部）**	
土地	7,764	**株主資本**	**43,334**
リース資産	172	**資本金**	**7,000**
建設仮勘定	32	**資本剰余金**	**24,318**
無形固定資産	**152**	資本準備金	1,750
ソフトウェア	120	その他資本剰余金	22,568
その他	31	**利益剰余金**	**12,310**
投資その他の資産	**20,271**	その他利益剰余金	12,310
投資有価証券	3,782	繰越利益剰余金	12,310
関係会社株式	15,147	**自己株式**	**△294**
関係会社長期貸付金	1,058	**評価・換算差額等**	**2,777**
その他	354	その他有価証券評価差額金	637
貸倒引当金	△70	繰延ヘッジ損益	9
		土地再評価差額金	2,131
		純資産合計	**46,112**
資産合計	**53,736**	**負債純資産合計**	**53,736**

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**37,934**
売上原価		**33,044**
売上総利益		**4,889**
販売費及び一般管理費		**2,547**
営業利益		**2,342**
営業外収益		
受取配当金	256	
その他	39	**295**
営業外費用		
支払利息	13	
支払手数料	18	
その他	6	**38**
経常利益		**2,599**
特別利益		
貸倒引当金戻入額	446	**446**
特別損失		
固定資産除却損	26	
減損損失	393	
特別退職金	376	**796**
税引前当期純利益		**2,248**
法人税、住民税及び事業税	716	
法人税等調整額	△37	**679**
当期純利益		**1,569**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	自己株式	
当期首残高	7,000	1,750	22,568	24,318	11,368	△294	42,392
会計方針の変更による累積的影響額					6		6
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,000	1,750	22,568	24,318	11,375	△294	42,399
当期変動額							
剰余金の配当					△441		△441
当期純利益					1,569		1,569
自己株式の取得						△0	△0
土地再評価差額金の取崩					△192		△192
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	935	△0	934
当期末残高	7,000	1,750	22,568	24,318	12,310	△294	43,334

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	218	5	1,823	2,046	44,439
会計方針の変更による累積的影響額					6
会計方針の変更を反映した当期首残高	218	5	1,823	2,046	44,446
当期変動額					
剰余金の配当					△441
当期純利益					1,569
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					△192
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	419	3	308	731	731
当期変動額合計	419	3	308	731	1,666
当期末残高	637	9	2,131	2,777	46,112

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準および評価方法

⑴有価証券

イ．満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

ロ．子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

ハ．その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売価原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

⑵デリバティブ取引……時価法

⑶たな卸資産……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法によっています。ただし平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建　　物　　２～50年

機械及び装置　　２～13年

⑵無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

⑶リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

３．引当金の計上基準

⑴貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

⑵賞与引当金……従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

⑶退職給付引当金

……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

⑷役員退職慰労引当金

……役員の退職慰労金の支給に備えるため、規定に基づく期末要支給額を計上しています。

4．外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

5．ヘッジ会計の方法

⑴ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

⑵ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
商品先物取引	粗糖仕入
為替予約取引	外貨建金銭債権債務

⑶ヘッジ方針……社内の業務分掌規程に基づき、粗糖相場の変動および為替相場の変動によるリスクをヘッジしています。なお、粗糖相場の変動リスクに対するヘッジ取引については、取締役会規程の内規において、取引権限の限度等を定めています。

⑷ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しています。

6．消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

（会計方針の変更に関する注記）

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が10百万円減少し、利益剰余金が6百万円増加しています。なお、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微です。

（会計上の見積りの変更）

耐用年数の変更

当社は、当事業年度において、スティックシュガー等二次製品の生産合理化のため、千葉市における現工場の廃止と同一敷地内における自動化を推進した新工場の建設、ならびに大阪府八尾市における現工場の廃止を決定しました（共に平成28年度完了予定）。当該廃止および建設に伴い、利用不能となる資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しています。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ52百万円減少しています。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額

12,656百万円

2．保証債務

722百万円

（うち、386百万円は、新東日本製糖㈱の金融機関借入金に対する債務保証総額773百万円のうち、当社保証額です。）

3．関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,576百万円
短期金銭債務	1,335百万円
長期金銭債権	16百万円
長期金銭債務	47百万円

4．土地再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める方法により算出

評価を行った年月日　平成11年３月31日

再評価を行った土地の当該事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△2,596百万円

（損益計算書に関する注記）

1．関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	35,712百万円
仕入高	11,960百万円
営業取引以外の取引高	176百万円

2．固定資産の減損損失に関する注記

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場　所	用　途	種　類	金額（百万円）
大阪府八尾市	八尾センター敷地	土　地	393

当社は、減損会計の適用にあたり、事業セグメントを基準に資産のグルーピングを行っています。ただし、賃貸資産、スポーツクラブ店舗および遊休資産など、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるものについては、個別のグルーピングを行っています。

当該資産については、現工場の廃止を決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定価額により評価しています。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　197,169株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、役員退職慰労引当金繰入額および賞与引当金繰入額の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、過年度の合併により受け入れた土地および投資有価証券の評価差額等です。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社および関連会社等　　（百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	日新カップ㈱	所有直接100%	兼任5名	当社製品の販売先	製品の販売（注1）	35,648	売掛金	1,553
					資金の返済（注2）	890	短期借入金	－
	新豊食品㈱	所有直接100%	兼任3名	当社製品の包装・加工	資金の返済（注3）	125	短期借入金	639
	ニューポート産業㈱	所有直接100%	兼任4名	不動産の賃貸資金融資	資金の貸付（注4）	200	関係会社長期貸付金	558
関連会社	新東日本製糖㈱	所有直接50%	兼任6名	当社製品の製造	精製糖等の製造委託(注5)	4,741	買掛金	389
その他の関係会社	住友商事㈱	被所有直接37.8%	－	当社原材料の仕入先	原材料の購入（注6）	4,152	買掛金	1

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、半期毎交渉の上、取引条件を決定しています。

（注2）日新カップ㈱からの借入については、市場金利を勘案して決定しています。取引金額については純増減額を記載しています。

（注3）新豊食品㈱からの借入については、市場金利を勘案して決定しています。取引金額については純増減額を記載しています。

（注4）ニューポート産業㈱への貸付については、市場金利を勘案して決定しています。

（注5）精製糖等の製造委託料については、当社製品の市場価格から算定した価格、および新東日本製糖㈱から提示された総原価を検討の上、決定しています。

（注6）原材料の仕入については、市場価格を勘案して決定しています。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額　6,264円57銭

2．1株当たり当期純利益　213円16銭

（重要な後発事象に関する注記）

共通支配下の取引等

（当社と当社子会社日新カップ株式会社との合併について）

当社と、当社の100％子会社である日新カップ株式会社は、平成26年7月31日に合併契約を締結したことにより、平成27年4月1日をもって、当社を存続会社、日新カップ株式会社を消滅会社として吸収合併しました。

（1）本合併の目的

当社は、平成23年10月3日の（旧）日新製糖株式会社と新光製糖株式会社の統合以来、事業の拡大・成長に向けて事業基盤の強化に取り組んでまいりました。その取り組みの一環として、当社の100%子会社で当社製品を中心とする甘味料およびその他関連食品を販売しています日新カップ株式会社と合併することとしました。

本合併により、当社は、生販一体となった効率的な経営を行い、経営資源を集約し有効活用することで、事業基盤をさらに強化し、事業の拡大・成長を目指してまいります。

（2）本合併の方法
当社を存続会社とする吸収合併方式で、日新カップ株式会社は解散しました。
（3）本合併に係る割当て等の内容
日新カップ株式会社は当社の100％子会社であるため、本合併による対価の交付はありません。
（4）本合併の会計処理の概要
本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。
（5）本合併の相手会社の概要

（1） 商号	日新カップ株式会社
（2） 本店の所在地	東京都中央区日本橋小網町14番１号
（3） 代表者の氏名	代表取締役社長　樋口　洋一
（4） 事業の内容	当社製品の販売
（5） 資本金の額	340百万円
（6） 設立年月日	昭和44年６月10日
（7） 発行済株式総数	680,000株
（8） 決算期	毎年３月31日
（9） 大株主および持株比率	日新製糖株式会社　　100.00%

（その他の注記）
１．共通支配下の取引等
（1）取引の概要
① 対象となった事業の名称および事業の内容
事業の名称　健康産業事業
事業の内容　主としてスポーツクラブの経営
② 企業結合日
平成27年1月29日
③ 企業結合の法的形式
日新製糖株式会社を分割会社とし、株式会社ドゥ・スポーツプラザを承継会社とする新設分割（簡易新設分割）
④ 結合後企業の名称
株式会社ドゥ・スポーツプラザ

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、豊かで快適な生活実現のため、「食」と「健康」で貢献することを使命とし、フィットネスクラブのパイオニアとして、1972年から健康産業事業「ドゥ・スポーツプラザ」ブランドでの総合スポーツクラブ経営を開始し、お子様からシニア世代まで幅広いお客様の健康の向上に努めてまいりました。

その間、フィットネスに対する関心と市場規模は飛躍的に増大しましたが、近年成長が鈍化し、競争が激化するなか、業界内では小規模にとどまっている当事業の経営は一層厳しさを増しています。また、高齢者人口の増大、女性専用施設や24時間営業など、顧客ニーズは急速に変化・多様化しています。こうした状況の下、将来に向けての安定した事業継続と拡大のためには、コスト競争力の大幅な強化、ならびに質の高い魅力的なサービスの開発力の強化が極めて重要な課題です。

以上から当社は、当該事業に関し、会社分割により新会社を設立するとともに、連結子会社の日新余暇開発株式会社を合併し、経営資源を集約すると同時に、人事制度の抜本改革を実施します。これらにより、確固たる経営基盤を確立し、引き続きお客様、株主の皆様や従業員を始めとするステークホルダーに対する責任を果たしてまいります。

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しています。

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3％となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は52百万円減少し、法人税等調整額が20百万円、その他有価証券評価差額金が31百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、それぞれ増加しています。

また、再評価に係る繰延税金負債は116百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しています。

3．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

日新製糖株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武内清信　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　一樹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日新製糖株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日新製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

日新製糖株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武内清信　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　一樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日新製糖株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年４月１日に日新カップ株式会社を吸収合併した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月20日

日新製糖株式会社　監査役会

常勤監査役　藤井邦弘　㊞

監査役　前田浩之　㊞

監査役　金田英成　㊞

監査役　延増拓郎　㊞

（注）監査役金田英成及び監査役延増拓郎は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社は、当期の利益、経営環境への対応および企業体質強化のための内部留保との調和を図りつつ安定的な配当を継続していくことを基本方針とし、株主の皆様への安定配当の実現に向けた経営基盤づくりを行ってまいります。

第４期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき60円といたします。
なお、この場合の配当総額は441,647,520円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月26日といたします。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を追加および削除するものであります。

（２）当社は、経営意思決定の迅速化と取締役会の経営監督機能強化をより一層高めることを目的として、経営の意思決定機能・監督機能と執行機能を分離する執行役員制度を導入したことに伴い、役付取締役の改廃および役付執行役員に関する規定を新設するものであります。

（３）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第25条（取締役の責任限定契約）および第33条（監査役の責任限定契約）のとおり一部を変更するものであります。
なお、変更案第25条（取締役の責任限定契約）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（４）その他、上記変更による、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は、変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（目　的）	（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　（現行どおり）
（１）～（６）（条文記載省略）	（１）～（６）（現行どおり）
（７）スポーツクラブ、スポーツ施設、ゴルフ場の経営、運営の受託、管理およびそのコンサルタント業務	（７）スポーツクラブ、スポーツ施設、ゴルフ場の経営、運営の受託、管理およびそのコンサルタント業務、その他スポーツ関連事業に係わるサービスの提供、商品の販売等の一切の関連業務
（８）（条文記載省略）	（８）（現行どおり）
（９）スポーツ指導員の教育および研修	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
(10) スポーツ用品、繊維製品、煙草、酒類、新聞、雑誌、飲食料品の販売	(削　除)
(11) ～ (12) (条文記載省略)	(9) ～ (10) (現行どおり)
(13) 倉庫業ならびに利用運送事業、自動車運送取次業、貨物自動車運送事業	(11) 倉庫業ならびに利用運送事業、自動車運送取次業、貨物自動車運送事業、沿岸荷役事業、はしけ運送事業
(14) ～ (15) (条文記載省略)	(12) ～ (13) (現行どおり)
(新　設)	(14) 関係会社およびその子会社への金銭の貸付
(16) (条文記載省略)	(15) (現行どおり)
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役、取締役会および執行役員
(代表取締役および役付取締役) 第18条 (条文記載省略) 2　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第18条 (現行どおり) 2　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名を定めることができる。
(社外取締役の責任限定契約) 第25条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第１項の最低責任限度額とする。	(取締役の責任限定契約) 第25条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（執行役員） 第26条　取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。 2　取締役会は、その決議によって執行役員の中から執行役員社長、執行役員副社長、専務執行役員、常務執行役員を定めることができる。
第５章　監査役および監査役会 第26条～第31条（条文記載省略）	第５章　監査役および監査役会 第27条～第32条（現行どおり）
（社外監査役の責任限定契約） 第32条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第１項の最低責任限度額とする。	（監査役の責任限定契約） 第33条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第33条～第36条（条文記載省略）	第34条～第37条（現行どおり）

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会における迅速な意思決定を図るため新任の社外取締役候補者1名を含む取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	樋口洋一 （昭和28年８月６日）	昭和51年４月 住友商事株式会社入社 平成14年５月 同社糖質部長 ６月 新光製糖株式会社監査役 平成16年６月 同社取締役 平成20年６月 新光製糖株式会社代表取締役社長 新光糖業株式会社代表取締役社長 平成23年10月 日新製糖株式会社取締役 当社代表取締役社長（現任） 平成27年４月 当社執行役員社長（現任）	4,681株
2	住井昌三 （昭和23年８月30日）	平成12年５月 日新製糖株式会社入社、総合企画部長 ６月 同社取締役 平成17年６月 同社常務取締役 平成19年６月 同社専務取締役 平成23年６月 同社代表取締役社長 10月 当社専務取締役 平成25年４月 当社取締役副社長 平成27年４月 当社取締役執行役員副社長（現任） 品質保証部・お客様相談室担当	8,500株
3	森永剛司 （昭和33年12月２日）	昭和57年４月 住友商事株式会社入社 平成20年６月 同社糖質・飲料原料部副部長 新光製糖株式会社取締役 平成23年10月 同社代表取締役社長 当社常務取締役 平成27年４月 当社取締役常務執行役員（現任） 事業開発部担当 （重要な兼職の状況） 新光糖業株式会社代表取締役社長	1,627株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	砂岡睦夫（すなおかむつお） （昭和29年1月14日）	昭和52年４月 住友商事株式会社入社 平成16年２月 同社糖質部長付 平成19年４月 新光製糖株式会社企画室長兼総合安全対策室長 平成20年６月 同社取締役 平成23年10月 当社取締役 平成25年４月 当社常務取締役 平成27年４月 当社取締役常務執行役員（現任） 原糖部・今福工場担当	1,000株
5	川口多津雄（かわぐちたつお） （昭和28年12月15日）	昭和51年４月 日新製糖株式会社入社 平成14年７月 同社財務部長 平成15年６月 同社取締役 平成23年６月 同社常務取締役 平成25年４月 当社財務部長 ６月 当社常務取締役 当社余暇開発本部長 平成27年４月 当社取締役常務執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ドゥ・スポーツプラザ代表取締役社長	2,100株
6	西垣淳（にしがきじゅん） （昭和27年４月３日）	昭和51年４月 日新製糖株式会社入社 平成19年６月 同社砂糖統括部長 平成21年６月 同社取締役 平成23年10月 当社取締役 平成25年４月 当社取締役砂糖統括部長 平成27年４月 当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）	1,100株
7	大久保亮（おおくぼあきら） （昭和30年６月８日）	昭和56年４月 日新製糖株式会社入社 平成17年６月 同社総合企画部長 平成23年６月 同社取締役 平成25年４月 当社総合企画部長（現任） ６月 当社取締役 平成27年４月 当社取締役執行役員（現任） 財務部・人事部・総務部担当	1,400株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
8	竹場紀生（たけばもとお） （昭和13年10月５日）	昭和37年３月 日新製糖株式会社入社 昭和62年６月 同社取締役 平成５年６月 同社常務取締役 平成11年６月 同社代表取締役社長 平成19年６月 同社代表取締役会長 平成23年10月 新光製糖株式会社取締役 当社代表取締役会長（現任）	6,200株
9	※ 飯塚佳都子（いいづかかつこ） （昭和39年12月24日）	昭和62年４月 株式会社三菱銀行（現：株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成10年４月 弁護士登録 平川・佐藤・小林法律事務所（現：シティユーワ法律事務所）入所 平成25年４月 同法律事務所パートナー（現任） （重要な兼職の状況） シティユーワ法律事務所パートナー弁護士	0株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．飯塚佳都子氏は、社外取締役候補者であります。
４．飯塚佳都子氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から取締役としての職務を行う能力・見識をもち、当社経営の適法性確保のため、きわめて有益であり、取締役体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの拡充に結びつくものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
５．当社は、飯塚佳都子氏が選任された場合は、同氏との間で会社法427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額であります。
６．飯塚佳都子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
７．当社は、平成25年４月１日、子会社の日新製糖株式会社および新光製糖株式会社と合併した上、商号を「日新製糖ホールディングス株式会社」から「日新製糖株式会社」に変更いたしました。

第４号議案　監査役４名選任の件

監査役全員（４名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任の候補者２名を含む監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	※ 青砥由直（あおとよしなお） （昭和25年９月15日）	昭和50年４月 日新製糖株式会社入社 平成12年11月 同社総務部長 平成15年６月 同社取締役 平成21年６月 同社常務取締役 平成23年10月 当社取締役 平成25年４月 当社常務取締役（現任）	4,300株
2	前田浩之（まえだひろゆき） （昭和37年６月29日）	昭和61年４月 住友商事株式会社入社 平成９年10月 同社糖質部砂糖製品チーム長 平成12年10月 新光製糖株式会社企画室長 平成23年４月 住友商事株式会社糖質・飲料原料部長（現任） 10月 当社監査役（現任）	0株
3	延増拓郎（えんぞうたくろう） （昭和46年９月１日）	平成12年９月 弁護士登録 10月 原山法律事務所入所 平成15年４月 石嵜信憲法律事務所（現：石嵜・山中総合法律事務所）入所 平成23年６月 日新製糖株式会社監査役 10月 当社監査役（現任） 平成25年１月 石嵜・山中総合法律事務所パートナー（現任） （重要な兼職の状況） 石嵜・山中総合法律事務所パートナー弁護士	0株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	※ 和田正夫（わだまさお） （昭和26年10月２日）	昭和52年11月 監査法人朝日会計社（現：有限責任あずさ監査法人）入社 昭和57年３月 公認会計士登録 平成17年７月 あずさ監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）代表社員（パートナー） 平成24年７月 和田公認会計士事務所代表（現任） 平成26年６月 一般財団法人国土計画協会監事（現任） （重要な兼職の状況） 和田公認会計士事務所代表	0株

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．延増拓郎および和田正夫の両氏は社外監査役候補者であります。
４．社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および責任限定契約について

（1）選任理由

①延増拓郎氏は、弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から監査を行う能力・見識をもち、当社の適法性確保のため、きわめて有益であり、監査体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの拡充に結びつくものと判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

②和田正夫氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する豊富な経験および知見を有しており、かかる知見を活かし、監査体制の一層の充実を図るため社外監査役候補といたしました。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由に基づき、社外監査役としてその職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

（2）社外監査役との責任限定契約

当社は、延増拓郎氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法425条第１項の最低責任限度額としており、延増拓郎氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

また、和田正夫氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定です。

5．延増拓郎氏は現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって４年となります。
6．当社は、延増拓郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
また、和田正夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7．当社は、平成25年４月１日、子会社の日新製糖株式会社および新光製糖株式会社と合併した上、商号を「日新製糖ホールディングス株式会社」から「日新製糖株式会社」に変更いたしました。

第５号議案　退任取締役および取締役竹場紀生氏に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任される青砥由直氏、田畑衆治氏、小島達久氏、砂坂静則氏および髙野義二氏の５名に対し、その在任中の功労に報いるため、また、代表取締役竹場紀生氏は、昭和62年６月に取締役、平成５年６月に常務取締役、平成11年６月に代表取締役社長、平成19年６月に代表取締役会長に就任し、現在に至っておりますが、本定時株主総会において取締役に選任された場合には、非常勤の取締役相談役に就任が予定されておりますので、同氏に対し常勤取締役在任中の功労に報いるため、当社における所定の基準に従い総額209.7百万円の退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その配分、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
竹場紀生（たけばもとお）	昭和62年６月　日新製糖株式会社取締役 平成５年６月　同社常務取締役 平成11年６月　同社代表取締役社長 平成19年６月　同社代表取締役会長 平成23年10月　新光製糖株式会社取締役 当社代表取締役会長(現任)
青砥由直（あおとよしなお）	平成15年６月　日新製糖株式会社取締役 平成21年６月　同社常務取締役 平成23年10月　当社取締役 平成25年４月　当社常務取締役(現任)
田畑衆治（たばたしゅうじ）	平成19年６月　日新製糖株式会社取締役 日新カップ株式会社代表取締役社長 平成25年６月　当社取締役 平成26年４月　当社常務取締役(現任)
小島達久（こじまたつひさ）	平成21年６月　新光製糖株式会社取締役 平成25年６月　当社取締役(現任)
砂坂静則（すなさかしずのり）	平成20年６月　新光製糖株式会社取締役 平成25年６月　当社取締役(現任)
髙野義二（たかのよしじ）	平成23年６月　日新カップ株式会社取締役 平成25年６月　当社取締役(現任)

(注) １．当社は、平成25年４月１日、子会社の日新製糖株式会社および新光製糖株式会社と合併した上、商号を「日新製糖ホールディングス株式会社」から「日新製糖株式会社」に変更いたしました。
２．当社は、本年４月１日に、当社を存続会社、当社の子会社である日新カップ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任される藤井邦弘氏および金田英成氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における所定の基準に従い総額29.5百万円の退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

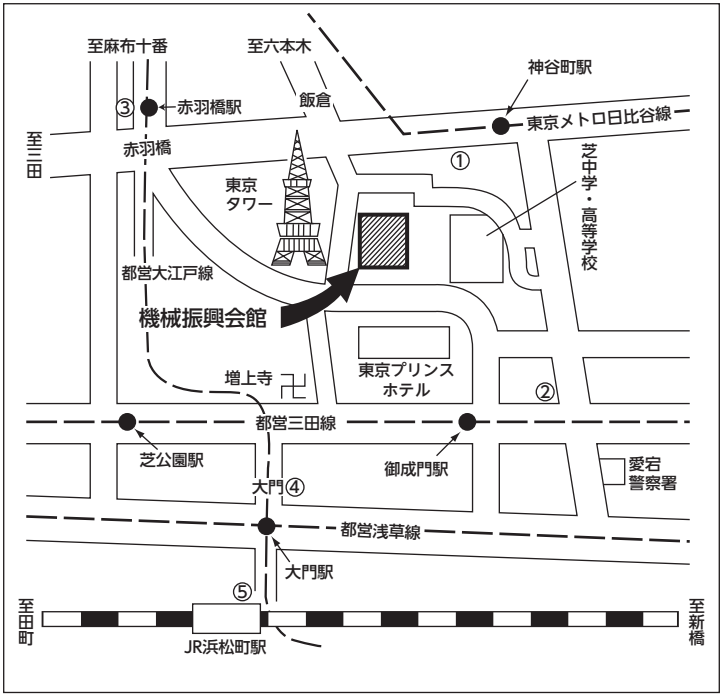
なお、その配分、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

両氏の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
藤井邦弘（ふじいくにひろ）	平成14年６月　日新製糖株式会社常勤監査役 平成23年10月　当社常勤監査役(現任)
金田英成（かねだえいせい）	平成20年６月　日新製糖株式会社監査役 平成23年10月　当社監査役(現任)

以　上

株主総会会場ご案内図



会　場　　東京都港区芝公園三丁目５番８号
機械振興会館　地下２階ホール
電　話（03）3434-8211

○主要交通機関

(地下鉄)

東京メトロ日比谷線 神谷町駅	１番出口より徒歩８分（図中①）
都営三田線 御成門駅	Ａ６出口より徒歩８分（図中②）
都営大江戸線 赤羽橋駅	赤羽橋口より徒歩10分（図中③）
都営浅草線 大門駅	Ａ６出口より徒歩10分（図中④）

（ＪＲ）

山手線・京浜東北線 浜松町駅	北口より徒歩15分（図中⑤）

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。